（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～三　（略）	（略）
三の二　第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第百四十二号改訂版
三の三　（略）	（略）
三の四　第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第百四十一号改訂版
三の五～五の四　（略）	（略）
五の五　第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号第二改訂版
五の六～十五の二　（略）	（略）
十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第五改訂版 第五十一号第三改訂版
十五の四～三十八　（略）	（略）
三十九　第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版
四十　第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	第百六十号
四十一　第二条第四十七号の自動運行装置	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	８以上

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～三　（略）	（略）
三の二　第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第百四十二号
三の三　（略）	（略）
三の四　第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第百四十一号
三の五～五の四　（略）	（略）
五の五　第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第百五十二号改訂版
五の六～十五の二　（略）	（略）
十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第四改訂版 第五十一号第三改訂版
十五の四～三十八　（略）	（略）
三十九　第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版
四十　第二条第四十六号の自動運行装置	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（略）	（略）
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	８以上